

広島県告示第五百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
南隠渡二丁目地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
呉市	音戸町南隠渡二丁目	一六九三番地先道路敷	標柱一号
		一六九八番地先道路敷	標柱二号
		一六七六番一地先道路敷	標柱三号
		一六七四番十一六七九番一	標柱四号及び五号
		一六七七番一地先道路敷	標柱六号